

令和5年度第1回旭川市いじめ防止等連絡協議会

会議の概要	
日 時	令和5年11月24日（金）午後2時30分から午後3時50分まで
場 所	子ども総合相談センター2階 研修室・会議室1・2
出席者（委員）	7名 福澤秀，末木良典，小西出永娘，水野君平，安田小響，村本暁宣，宮嶋睦子 （敬称略）
出席者（事務局）	（学校教育部）野崎教育長，品田部長，眞田次長，角地副主幹，近田主査，樋口主査 （いじめ防止対策推進部）坂本部長，鎌田課長
会議の公開・非公開	非公開（旭川市情報公開条例第8条該当：個人情報を取り扱うため）

会議録

1 開会

2 挨拶

3 参加委員紹介

4 会長及び副会長選出

5 旭川市いじめ防止等連絡協議会の運営等について

6 議事

(1) 議題1 令和5年度のいじめ防止等の取組について

※事務局から，令和5年度のいじめ防止等の取組について説明

（会長）

・事務局から令和5年度のいじめ防止等の取組について説明があったが，皆様から何かないか。

（委員）

・私は，学習支援や子育てサロンの中で，できる限り児童生徒の話に耳を傾けるようにしている。児童生徒からいじめに係ることが話題になれば，関係機関につなぐように努めている。

（会長）

・児童生徒との関わりや声を大切に，いじめ対応に係ることが話題になれば，適切な機関につなぐ役割は，非常に重要である。

・学校，教育委員会では，「人権に関する学習」を実施しているとのことだが，意見を伺いたい。

（委員）

・主に，法務局と人権擁護協議会で連携し，いじめの問題に対応している。

・児童生徒や保護者からのいじめに係る相談の中で，関係機関との連携が必要な事案が発生した際

に、どこに相談したらよいか。

(事務局)

- ・学校名が分かっている場合には、設置者である教育委員会主幹付（いじめ対策担当）に相談していただきたい。入ってきた案件については、市長部局のいじめ防止対策推進部とも常に情報共有している。

(会長)

- ・資料6の15ページには、保護者や児童生徒が相談できる窓口について記載されているが、現時点でどの相談窓口によく相談が寄せられているのかについて教えていただきたい。

(事務局)

- ・今年度は、10月末時点で290件の相談が寄せられている。内訳については、いじめに係る相談が76件、不登校に係る相談が85件、その他129件となっている。相談方法については、電話、手紙などがあり、8月からはチャットによる相談も始まった。現時点では、チャットによる相談が一番多くなっている。
- ・今後も、市民の皆様がいじめ防止対策推進部が様々な相談窓口を設けていることについて周知していきたいと考えている。

(会長)

- ・チャットによる相談については、LINEを活用したものか。

(事務局)

- ・今年度は、スタンドバイという専用アプリを活用し、チャットによる相談窓口を設置している。

(会長)

- ・スタンドバイによるチャット相談は効果が高いという話を様々な研究会等で聞いている。
- ・チャットによる相談件数が多いのは、子ども達が気軽に相談できるという良さだと思う。

(2) 議題2 旭川市いじめ防止対策推進条例に基づく市長による勧告について

※事務局から、旭川市いじめ防止対策推進条例に基づく市長による勧告について説明

(会長)

- ・事務局から旭川市いじめ防止対策推進条例に基づく市長による勧告について説明があったが、皆様から何かないか。

(委員)

- ・いじめを行った児童生徒及びその児童生徒の保護者には、どのような支援や指導を行うのか。

(事務局)

- ・いじめを行った児童生徒は、どのような経緯や背景の中で、いじめの行為を行ったのかを調べ、支援や指導を行っていくことが大切である。
- ・学校では、児童生徒の特性に応じた指導を行っている。いじめ防止対策推進部としては、学校や子ども総合相談センターと連携しながら、いじめを行った児童生徒及びその保護者への支援を行っている。
- ・犯罪に係るいじめ事案については、警察や少年鑑別所等の関係機関と連携しながら指導や支援を行っていくことが大切である。

(3) 議題3 「旭川市いじめ防止基本方針」の改定について

※事務局から、「旭川市いじめ防止基本方針」の改定について説明

(会長)

・事務局から「旭川市いじめ防止基本方針」の改定について説明があったが、皆様から何かないか。

(委員)

・「旭川市いじめ防止基本方針」では、いじめの対処については、具体的な記載があるが、いじめの未然防止については、学校が児童生徒にどのように指導しているのかが見えにくいと感じる。各学校では、どのような未然防止を行っているのか。

(事務局)

・いじめの防止等の取組としては、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応がある。学校で、一番力を入れているのは、いじめの未然防止である。
・生活・学習Actサミットでは、各中学校の代表が、各学校でいじめの防止のためにどのような取組が必要かを議論した上で、参加している。今後は、各学校で実施している人権教育の取組をより一層、市民の皆様に発信していきたい。

(委員)

・岐阜市では、なぜいじめは起こるのかというメカニズムに対するアプローチがはっきりとしているので、旭川市でもぜひ参考にしていきたい。

(会長)

・私も、学校教育の中で、いじめの未然防止の取組を充実させていくことが大切であると感じる。
・地域では、どのようないじめ防止の活動を行っているのか。

(事務局)

・いじめ防止対策推進部では、6月にいじめ防止対策推進条例が制定されたことを受け、7月末から8月末にかけて、市内5カ所で市民説明会を行った。
・地域には、既に交通安全や犯罪防止に関する見守り活動等を精力的に行っている。さらに、地域や団体には、「いじめ防止応援サポーター」として登録していただき、いじめ防止の活動についてもお願いしたいと考えている。
・今後、いじめ防止対策推進部では、市民向けに出前講座を行い、いじめの定義やいじめ防止等の取組について説明を行う予定である。

(会長)

・実際に、児童生徒や保護者の話を聞くことが多い臨床心理士の立場から意見を伺いたい。

(委員)

・児童生徒は、いじめを自分事として捉えることができるようになってきていると感じる。
・いじめの定義が広いため、保護者からいじめに関する幅広い相談を受けることがある。
・いじめの対処については、地域や関係機関と連携しながら進めていくことが必要であると感じる。

(会長)

・実際に、学校現場の中でいじめ問題に対応している委員に意見を伺いたい。

(委員)

・「旭川市いじめ防止基本方針」に記述する内容については、学校現場の実態を踏まえ、精査していただきたい。

- ・学校では、道徳科の授業を実践した際には、学校便りや通信の中で紹介する等の情報発信を行っている。ICTの普及によって、児童生徒は、他者の考えを簡単に閲覧できるようになった。今後は、他者の考えに共感し、相手を受け止めていく優しい雰囲気や情感を育んでいく必要がある。
- ・学校は、PTAや市民委員会と連携することで、地域が一体となったいじめの未然防止を進めていくことができると感じる。

(4) 議題4 各機関の取組について

※特になし

(5) 議題5 その他

(会長)

- ・議題の5点目「その他」について、皆様から何かあるか。

(委員)

- ・教育誌において、いじめに関するアンケートの中で、「いじめ事案において、いじめられた児童生徒にも非がある」と回答した保護者の割合が高いものだったという記事を読んだことがある。このようなデータにも目を向けて、いじめ問題に向き合っていく必要がある。

(委員)

- ・いじめの防止に係る啓発を保護者にも行っていく必要がある。現在、不登校の児童生徒の学習支援や食事支援を行っている。不登校になる要因は、様々あるが、多くの大人が関わって支援していくことが大事である。

(会長)

- ・いじめに係る調査研究の中では、いじめ事案が起きた際に、被害者にも落ち度があると考えている人が一定数いるという知見が得られている。
- ・学校づくりや学級づくりの中で、他者がどのような考えをもっているかを知ることが必要である。そういった意味では、「いじめは良くないことだ」という雰囲気を学校全体、地域全体でつくっていくことが大切である。
- ・他に何かあるか

(委員)

- ・なし

7 閉会